

# 青森県報

号外第二十二号

令和四年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目次

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…

## 訓

## 令

青森県訓令甲第六号

序 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「、世界文化遺産登録推進室長」を削り、同条第八号中「、世界文化遺産登録推進室長代理」を削り、同条第十五号中「、水産業改良普及所長」及び「、漁港漁場整備事務所長」を削る。

第四条第二項中「別表第一の水産振興課の項及び漁港漁場整備課の項の部長専決事項の欄に掲げる」を「水産局の分掌事務のうち、農林水産部長の専決事項のうちから

農林水産部長が定める事務」に改め、同条第三項中「、農林水産部にあつては水産局長又は次長」を削る。

第十二条第六項第五号中「、家畜保健衛生所副所長」を「家畜保健衛生所副所長、水産事務所にあつては水産事務所副所長」に改める。

別表第一人事課の項の第九号の部長専決事項の欄イ中「第四条第七項」を「第三条第七項」に改め、同欄ロを削り、同号の課長専決事項の欄イ中「第二十八条及び第二十九条」を「第十六条及び第十七条」に、「職員き章」を「職員記章」に改め、同欄ロ中「第三十条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同表財産管理課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

### 三 工事の施行に関する次のこと。

イ 一件の請負工事 設計額(支給品の額を含む。以下「設計額」という。)が二億六千万円以上三億九千万円未満の建築工事の施行に関する こと。	イ 一件の設計額が一億三千万円以上二億六千万円未満の建築工事の施行に関する こと。	イ 一件の設計額が一億三千万円未満の建築工事の施行に関する こと。
ロ 当初契約予定価格が三億九千万円以上五億円未満の建築工事の設計変更に関する こと。	ロ 当初契約予定価格が二億六千万円以上三億九千万円未満の建築工事の設計変更に関する こと。	ロ 建築工事の設計、監督又は調査の受託の決定に関する こと。
ハ 当初契約予定価格が二億六千万円未満の建築工事の設計変更に関する こと。		

別表第一自然保護課の項の第三号の副知事専決事項の欄中ハをホとし、ロをハとし、同ハの次に次のように加える。

ニ 第十六条の七第三項において準用する第十六条の五第一項の規定による利用拠点整備改善計画の認定の取消しに関する  
こと。

別表第一自然保護課の項の第三号の副知事専決事項の欄イの次に次のように加える。

ロ 第八条の二第四項の規定による通知に関する事

別表第一自然保護課の項の第三号の副知事専決事項の欄に次のように加える。

へ 第四十二条の六第一項の規定による自然体験活動促進計画の認定の取消しに関する事。

別表第一自然保護課の項の第三号の部長専決事項の欄中ルをタとし、ヌをヨとし、リをカとし、チをルとし、同ルの次に次のように加える。

ヲ 第四十二条の四第三項の規定による自然体験活動促進計画の認定に関する事。

ワ 第四十二条の五第一項の規定による自然体験活動促進計画の変更の認定に関する事。

別表第一自然保護課の項の第三号の部長専決事項の欄中トをヌとし、ヘをリとし、ホをチとし、同欄二中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「協議及び承認」を「承認及び協議」に改め、同ニを同欄ホとし、同ホの次に次のように加える。

へ 第十六条の七第三項において準用する第十六条の三第四項の規定による利用拠点整備改善計画の認定に関する事。

ト 第十六条の七第三項において準用する第十六条の四第一項の規定による利用拠点整備改善計画の変更の認定に関する事。

別表第一自然保護課の項の第三号の部長専決事項の欄中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第九条の二第三項において準用する同条第二項の規定による通知に関する事。

別表第一自然保護課の項の第三号の課長専決事項の欄ハ中「第二十三条第三項第七号」を「第二十三条第三項第八号」に改め、同表健康福祉政策課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「第五十六条第七項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄に次のように加える。

ニ 第四百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しに関する事。

別表第一健康福祉政策課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ニ 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進認定に関する事。

ホ 第四百四十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可に関する事。

別表第一健康福祉政策課の項の第一号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第四百四十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定に関する事

と。

別表第一健康福祉政策課の項の第二十二号の部長専決事項の欄イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 市長(その委任を受けた行政庁を含む。)が行う生活保護法の規定による保護の決定及び実施に係る処分に対する審査請求の裁決に関する事。

別表第一医療業務課の項の第十五号の部長専決事項の欄ホを同欄トとし、同欄二の次に次のように加える。

ホ 第七十五条第四項の規定による地域連携薬局の認定の取消しに関する事。

へ 第七十五条第五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の取消しに関する事。

別表第一医療業務課の項の第十五号の課長専決事項の欄中レをムとし、タをラとし、ヨをナとし、カをツとし、同ツの次に次のように加える。

ネ 第七十二条の二の二の規定による法令遵守体制の改善の命令に関する事。

別表第一医療業務課の項の第十五号の課長専決事項の欄中ワをソとし、ヲをレとし、同欄ル中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同ルを同欄タとし、同欄中ヌをヨとし、ホからリまでをヌからカまでとし、同欄二中「及び」を「(同条第十五項において準用する場合を含む。）」及び第九項並びに」に改め、同ニを同欄トとし、同トの次に次のように加える。

チ 第十四条の二第二項の規定による医薬品及び医薬部外品の区分適合性確認に関する事。

リ 第十四条の七の二第三項の規定による医薬品及び医薬部外品の適合性確認に関する事。

別表第一医療業務課の項の第十五号の課長専決事項の欄ハ中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同ハを同欄ホとし、同ホの次に次のように加える。

へ 第十三条の二の二第二項の規定による医薬品等の保管のみを行う製造所に係る登録(同条第四項の規定による登録の更新を含む。)に関する事。

別表第一医療業務課の項の第十五号の課長専決事項の欄中ロをニとし、イをハとし、同欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定(同条第四項の規定による認定の更新を含む。)に関する事。

ロ 第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定（同条第五項の規定による認定の更新を含む。）に関すること。

別表第一こどもみらい課の項の第一号の課長専決事項の欄イ中「第六条の二第二項」を「第六条の二第二項第一号」に改め、同項の第十五号の部長専決事項の欄イ中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同表商工政策課の項の第十四号の副知事専決事項の欄イ中「請負工事設計額（支給品の額を含む。以下「**ア**」及び「**カ**」という。）を削り、同表地域産業課の項の第四号の課長専決事項の欄へを同欄トとし、同欄ホの次に次のように加える。

ヘ 第十八条の二第三項の規定による合併等の場合の確認に関すること。  
別表第一畜産課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十号）の施行に関する次のこと。

イ 第十六条第二項の規定による畜舎建築利用計画の認定の取消しに関すること。

イ 第三条第一項の規定による畜舎建築利用計画の認定に関すること。  
ロ 第四条第一項の規定による畜舎建築利用計画の変更の認定に関すること。

ハ 第六条第二項ただし書の規定による仮使用の認定に関すること。

ニ 第十条第一項から第三項までの規定による地位の承継の認可に関すること。

ホ 第十六条第三項の規定による認定の失効の通知に関すること。

別表第一水産振興課の項の第十二号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第二十六条」を「第二十一条」に改め、同表都市計画課の項の第四号の部長専決事項の欄ロからニまでの規定中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同欄へ中「第二十五条の十四」を「第二十五条の二十六」に改め、同表建築住宅課の項の第五号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十八条第一項の規定による住宅の容積率の特例の許可に関すること。  
別表第一建築住宅課の項の第二十二号の副知事専決事項の欄ロ中「工事」を「建築工事」に改め、同号の部長専決事項の欄ロを削り、同欄ハを同欄ロとする。

別表第一の二人事課給与事務担当グループマネージャーの項の第十号中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

別表第三地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の項中「地域農林局」を「三八地域農林局、西北地域農林局及び下北地域農林局」に改める。

別表第五地域農林水産部の項の第二十三号、第二十六号及び第二十七号中「漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長」を「水産事務所の水産事務所長」に改め、同表地域農林局（三八地域農林局及び上北地域農林局を除く。）の地域整備部長の項中「地域農林局（三八地域農林局及び上北地域農林局を除く。）」を「東青地域農林局、西北地域農林局及び下北地域農林局」に改め、同表東青地域農林局地域整備部長の項の第三号中「第十八条第五項第五号」を「第十八条第五項第三号」に改め、同項の第四号中「第十八条第五項第六号」を「第十八条第五項第四号」に改め、同表地域農林局の地域健康福祉部の保健総室長の項の第二十八号中「ヨ」を「タ」に改め、同表東青地域農林局、中南地域農林局及び三八地域農林局の地域健康福祉部の福祉総室長西北地域農林局、上北地域農林局及び下北地域農林局の地域健康福祉部の福祉総室長の項の第一号中「ワ」を「カ」に、「ヨ」を「タ」に改め、同表東青地域農林局の地域健康福祉部の福祉総室長の項の第一号中「ワ」を「カ」に、「ヨ及びタ」を「ヨ及びタ」に改め、同表地域農林局の地域農林水産

部の水産事務所の水産事務所長の項を削り、同表地域県民局の地域農林水産部の漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長の項中「漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長」を「水産事務所の水産事務所長」に改め、同項の次に次のように加える。

三八地域県民局、西北地域県民局及び下の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長	一 事務委任規則第十三条第四項第一号に掲げる事務
---	--------------------------

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一こどもみらい課の項の第十五号の部長専決事項の欄イの改正規定及び別表第一の二人事課給与事務担当グループマネージャーの項の第十号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円